

令和7年4月21日

尾張・三河地区のタクシー運賃改定要請状況について

尾張・三河地区におけるタクシーの運賃改定要請については、令和7年4月18日に、要請があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の合計車両数の5割を超えましたので、お知らせします。

●尾張・三河地区（令和7年4月18日現在）

要請状況	要請車両数（両）	要請率（％）	地域の全体車両数（両）
（最初の要請日） 令和7年3月26日	1,223	55.69	2,196
（3ヶ月経過日） 令和7年6月25日			

尾張・三河地区…愛知県 38 市 14 町 2 村のうち、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）、一宮市、稲沢市、岡崎市、豊田市、みよし市、額田郡幸田町、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）の 26 市 10 町 1 村の地域

※運賃改定は、最初に申請（要請）があった時から3ヶ月の期間の間に申請（要請）を受け付け、申請（要請）があった法人タクシー事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。

連絡先

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 本田、古久保、竹中

TEL 052-952-8036